

2017年度「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」 公募要領（大学院）

1. 目的

本事業は、新たに海外から我が国の大学に留学する学生を国費外国人留学生として優先的に配置することにより、各大学において優秀な留学生を獲得する仕組みの構築を促すことを目的とする。

各大学では、国・地域、留学生のニーズを把握し、特色ある教育研究サービス等を戦略的に提供するとともに、学生の募集・採用からフォローアップまでのケアを実効的に行う体制を構築することが求められる。

本事業により、各大学における留学生獲得戦略と受入体制の強化が図られ、ひいては我が国の留学生の受入れの拡大と高等教育における国際競争力の強化を目指す。

2. 募集区分および審査区分

(1) 募集区分

以下の区分に応じ、募集し採択する。申請者は申請プログラムをいずれか1つの区分に対して応募する。なお、募集条件等は全ての区分において同一とする。

- ①成長戦略分野
- ②工学
- ③医療
- ④農学
- ⑤社会科学
- ⑥その他

※①成長戦略分野は、公募毎に文部科学省が指定する。なお、今年度は「未来投資戦略2017（平成29年6月9日）」等で強化を図る分野とされている「人工知能、IoT、ビッグデータ、サイバーセキュリティ、ロボティクス、データサイエンス」とする。

※②～⑤については、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（平成25年12月18日）」（以下、「受入れ戦略」）における重点分野。

※①に関連するプログラムは、②～⑥に関連する分野であっても①に申請すること。

(2) 審査区分

以下の区分に応じ、審査委員会にて審査する。申請者は申請プログラムの審査を希望する区分を1つ選択すること。

- ①人文学・社会科学系
- ②自然科学系
- ③総合・複合系

3. 募集条件等

(1) 対象プログラム

我が国の国公立大学の大学院において実施するプログラム
(平成 25 年度採択のプログラムは対象外)

(2) プログラム要件

本事業で対象とするプログラムは、「(1) 対象プログラム」の大学院（連合大学院含む）において実施する、優秀な留学生にとって魅力があり、特色のあるプログラムのうち以下①～⑤の要件を満たすものとする。なお、申請するプログラムで想定される受入れ留学生は、「高等教育機関における外国人留学生の受入推進に関する有識者会議審議経過報告」（平成28年12月28日）における外国人留学生受入れの意義・目的を踏まえたものとなるよう留意すること。

① 取組単位

大学院の専攻単位以上での取組であること（教員個人の取組は対象外）

② 受入時期

2018 年 4 月、9 月又は 10 月から受入開始可能なプログラムであること
(それ以外の時期から開始するプログラムは対象外)

③ 教育課程

次のいずれかの正規課程で受け入れるプログラムであること

I. 修士課程（博士前期課程）

II. 専門職学位課程

III. 博士後期課程

IV. 修士課程（博士前期課程）及び博士後期課程

V. 博士課程（5 年一貫制）

※ V. は区分を設けない博士課程であり、IV. のように前・後期区分がある博士課程の複合形態とは異なるため注意すること

※申請後の課程変更は不可

④ プログラム要素

次の全ての要素を含むプログラムであること

I. 留学生の教育・研究に資するもの

II. 優秀な留学生を獲得・維持することができる仕組みがあるもの

III. 私費外国人留学生等を継続的に獲得することができるもの

IV. プログラム実施体制が確立されているもの

⑤ 修学中の学業成績基準

当該プログラムの大学推薦（特別枠）で採用された留学生に対しては、応募基準である「学業成績係数 2.3 以上」またはこれと同等以上であって大学が定める成績基準を修学中の学業成績基準として設定すること。なお大学が定める基準とは学業成績係数 2.3 を上回るもしくは係数の算出ができず別途成績基準を設定する場合に適用するものとする。係数が算出できない場合は当該基準が「学業成績係数 2.3 以上」

であることを示す資料を添付すること。これらの基準については国費外国人留学生に遺漏なく周知すること。

(1 年毎の各時点における学業成績係数が 2.3 又は大学が定める基準を下回る場合は辞退手続をとるよう、大学推薦（特別枠）の募集要項に記載予定）

(3) プログラム責任者等

① プログラム責任者

各プログラムの責任者は機関の長とし、プログラム全体の責任を負う。なお、複数大学共同で申請する場合は、いずれか 1 つの機関の長を責任者とする。

② プログラムディレクター

各プログラムにはプログラムの進捗状況管理を行う者としてプログラムディレクターを置き、原則、プログラム実施研究科の長をもって充てる。ただし、プログラムの性質上他にふさわしい者がいる場合はこの限りではない。なお、複数の研究科で実施する場合はいずれか 1 つの研究科長等をプログラムディレクターとする。

(4) 対象国・地域

対象国・地域の制限はしない

ただし、大学推薦（特別枠）の募集にあたっては「受入れ戦略」で整理されている重点地域以外からの推薦は所定の制限を掛けているため、対象国・地域の決定に際して推薦できなくなることはないよう十分に注意すること。

（今後、大学推薦（特別枠）における重点地域以外からの推薦者割合超過に関する特例は実施しない予定）

なお、採択において国・地域のバランスを考慮するため、「受入れ戦略」で整理されている重点地域のうち、当該プログラムで外国人留学生の獲得が最も期待される国・地域を指定すること。

(5) 申請可能件数

申請可能件数は各大学 4 件までとする。各大学は推薦順位を付して申請すること。推薦順位は審査の際に考慮する（「4. 審査方法」を参照のこと）。

なお、複数大学によるプログラムについては、申請大学のみではなく、それぞれの大学で 1 件として取り扱うこと。

(6) 優先配置枠数

各プログラムの優先配置枠数は申請者が希望する人数（3～8 人）とし、原則、各年度における新規渡日者に使用される。

ただし、「3. (2) ③Ⅳ. 修士課程（博士前期課程）及び博士後期課程」のプログラムの場合、奨学金支給期間の延長申請（特別枠）に上述の優先配置枠が使用可能なため、進学先課程となる博士後期課程に優先配置枠を必ず設定すること。

また、「3. (2) ③Ⅴ. 博士課程（5 年一貫制）」のプログラムの場合、奨学金支給期

間については1年次及び2年次を修士課程（博士前期課程）、3年次から5年次を博士後期課程として別に取り扱うため、奨学金支給期間の延長申請（特別枠）を行う必要があるが、優先配置枠の使用は採用時のみとする。

なお、毎年度優先配置枠と同数以上の私費外国人留学生等（大学推薦による国費外国人留学生を除くすべての外国人留学生）の獲得を当該プログラムの条件とする。

(7) 優先配置期間

優先配置を行う期間は、プログラム採択年度の翌年度から3年間とする。

（2018年度渡日～2020年度渡日）

(8) 優先配置による留学生

優先配置による留学生は、国費外国人留学生（研究留学生）の大学推薦（特別枠）として募集を行う。なお、推薦方法・奨学金支給期間等については大学推薦（一般枠）に準じる。（非正規生としての採用は不可）

(9) 実績報告

優先配置期間終了後は、優先配置枠の採用実績、私費外国人留学生等の採用実績、プログラム修了者の学業成績・研究業績・学位取得状況・卒業後の進路等及び当初のプログラム目標に対する成果等について報告すること。なお、優先配置期間終了後、当該プログラムを再度申請する場合には、上記の状況を勘案して審査する。

4. 審査方法

審査は、別添の審査要項に基づき、文部科学省に設置される「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム審査委員会」において行う。

審査方式は書面審査により、必要に応じてヒアリングを実施する。

なお、文部科学省では事業の目的に照らし、プログラムの多様性と留学生受入れの効果を確保していく観点から、単に実績だけではなく、実施機関の地域配置、設置形態および留学生の対象国・地域のバランスや将来性等に配慮し、採択プログラムを決定する。同様に、推薦順位1～2位のプログラムを優先的に採択する。

5. 採択予定件数

「2. 募集区分」①～⑥を合わせて35～40件程度を予定。

6. 申請方法

(1) 提出書類

本事業の目的等を十分理解のうえ、所定の様式にて提出書（様式1）、申請書（様式2）、申請基本データ（様式3）を作成し、学長名義で高等教育局長宛に提出すること。

なお、本公募に関する申請書類等は文部科学省のホームページに掲載する。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

(2) 提出方法

提出書類は、郵送と e-mail により下記まで提出すること。詳細については文部科学省ホームページ掲載の「作成・記入要領」を必ず参照すること。

○提出期間 (e-mail) : 2017 年 9 月 4 日 (月) ~9 月 8 日 (金) 必着

○提出期限 (郵送) : 2017 年 9 月 8 日 (金) 消印有効

○提出部数 1 プログラムにつき、

①提出書 (様式 1) : 1 部

②申請書 (様式 2) (補足資料添付) : 10 部

③申請基本データ (様式 3) : 1 部

※①~③ : e-mail、①・② : 郵送

○提出先 後日書面にて通知する

※持込みによる提出は受け付けない

(3) その他

提出された申請書等の差し替え及び訂正は認めない。また、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合は審査対象としない。また、提出された申請書等は返還しない。

7. 採択結果の通知・公表

(1) 採択結果の通知

応募のあったプログラムの大学長宛てに結果 (採択・不採択) を通知する。

(2) 採択結果の公表

採択結果については、文部科学省ホームページで公表することを予定している。

8. 今後のスケジュール (予定)

○書面審査結果 (採択、不採択、ヒアリング対象) 通知 2017 年 10 月上旬

○ヒアリング実施期間 2017 年 10 月下旬

○ヒアリング結果 (採択・不採択) 通知 2017 年 11 月上旬

○2018 年度大学推薦 (特別枠) 募集通知 2017 年 11 月下旬

9. 本事業の実施期間における制度の運用について

採択されたプログラムに対して各大学が優先配置枠内において推薦する留学生は、大学推薦 (特別枠) の要件上不備がない限り国費外国人留学生として採用する。そのため、各プログラムの入学許可をもって国費外国人留学生の採用内定として差し支えない。

10. 参考リンク

- 「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」(平成29年 6 月 9 日)
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf
- 「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」(戦略的な留学生交流の推進に関する検討会、平成25年12月18日)
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1342726.htm
- 「高等教育機関における外国人留学生の受入推進に関する有識者会議 審議経過報告」(平成28年12月28日)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afie/ldfile/2017/02/23/1367875_001.pdf